

2018年6月

## 改正割賦販売法について

弁護士 戸塚 貴晴 / 同 林 達朗 / 同 向佐 祐一

加盟店管理の強化、クレジットカード情報の適切な管理のための規制強化等を主な目的として、2016年12月2日、「割賦販売法の一部を改正する法律」が国会で成立し、その後、2017年12月1日付で公表された「割賦販売法施行規則の一部を改正する命令」等を経て、2018年6月1日に改正された割賦販売法が施行された。本ニュースレターでは、改正された割賦販売法の重要項目を概説する。

### I. 改正の経緯

我が国においては、従前、割賦販売法が想定するクレジットカード利用取引は、クレジットカード発行会社が消費者に対してクレジットカードを発行・交付したうえで、当該クレジットカード発行会社が販売業者や役務提供事業者（「販売業者等」）との間で加盟店契約を締結して、販売業者等が当該クレジットカードの利用を承認することや代金債権の取扱内容について合意し、消費者が当該クレジットカードを利用して加盟店となった販売業者等から商品・権利・役務を購入するという形態の取引<sup>1</sup>であり、法規制の内容もこうした取引形態に応じたものであった。しかし、現在では、クレジットカード会社におけるクレジットカード発行機能（「イシューア」）としての機能と加盟店契約締結機能（「アクワイアラー」）としての機能が分化しているほか（イシューアとしての機能とアクワイアラーとしての機能が分化した取引形態は「オフアス取引」と呼ばれる。）、アクワイアラーと加盟店の間に代金決済・立替払いを行う決済代行業者が介在する取引形態も広まっており、従前割賦販売法が想定していた取引形態が変容している<sup>2</sup>。また、FinTechの発展に伴い、スマートフォン等を利用したクレジットカード決済環境が進歩し、決済代行業の参入にも対応する必要がある他、販売業者等におけるクレジット番号等の漏えい事件や不正使用事件が増加している。

こうした状況を背景として安全なクレジットカード利用環境を実現するための必要な措置を講じ、購入者等の利益保護を十分にするため、クレジットカード取引に関する新たな規制等を定める「割賦販売法の一部を改正する法律」が2016年12月2日に成立し、2018年6月1日に施行された。以下、割賦販売法の改正項目について、新設されたクレジットカードを取り扱う販売業者等に対する規制及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に関する登録制度に焦点を当てて解説する<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 梶村太市他『新割賦販売法』352-353頁（青林書院、2012年）

<sup>2</sup> 経済産業省「産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会報告書（平成27年7月3日）」  
([http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/kappuhanbai/pdf/report\\_02\\_01.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/kappuhanbai/pdf/report_02_01.pdf))4-5頁。

<sup>3</sup> 本改正では、以下で紹介したもののほか、クレジットカード利用時（分割・リボ払い等2月超）における加盟店の書面交付義務を緩

## II. 概要

### 1. クレジットカードを取り扱う販売業者等に対する規制の新設

#### (1) クレジットカード番号等適切管理義務

クレジットカードを取り扱って商品・権利を販売し又は役務を提供する販売業者等は、本改正により、新たに「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者」及び「クレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者」と定義され、クレジットカード発行会社及びアクワイアラーと共に、「クレジットカード番号等取扱業者」という定義に包含された<sup>4</sup>。クレジットカード番号等取扱業者には、クレジットカード情報を適切に管理する義務が課されており、具体的には、クレジット番号等の適切な管理のための措置として、以下に掲げる措置を講じる必要がある<sup>5</sup>。

- クレジットカード番号等の漏えい、滅失、毀損その他のクレジットカード番号等の管理に係る事故(「漏えい等の事故」)の発生を防止するため必要かつ適切な措置を講ずること。
- 漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、当該事故の拡大を防止するとともに当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査(当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。)を行うこと。
- 漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱業者は類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずること。
- クレジットカード番号等をクレジットカード等購入あつせんに係る取引の健全な発達を阻害し、又は利用者若しくは購入者等の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないこと。

#### (2) 委託先への指導義務

クレジットカードを取り扱って商品・権利を販売し又は役務を提供する業者は、本改正により、クレジットカード番号等の取扱いに係る委託先(当該委託先から委託を受けた者を含む。)(改正された割賦販売法において、「クレジットカード番号等取扱受託業者」と定義されている。)に対して、クレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう一定の措置を講じる義務が課された<sup>6</sup>

#### (3) クレジットカード情報適切管理に関する行政上の措置

本改正により、クレジットカードを取り扱って商品・権利を販売又は役務を提供する業者を含むクレジットカード番号等取扱業者に関し、以下に掲げる行政上の措置・罰則が規定されることになった。

- 報告徴収制度  
経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者に対し、クレジットカード番号等の適切な管理等の状況に関し報告をさせることができ<sup>7</sup>、また、クレジットカード番号等取扱業者に対し、その業務に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる<sup>8</sup>。
- 立入検査制度  
経済産業大臣は、その職員に、クレジットカード番号等取扱業者の営業所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(クレジットカード番号等の適切な管理等の状況に係るものに限る。)をさ

---

和し、電子メール等による情報提供を可能とする(割賦販売法 30 条の 2 の 3 第 4 項)等の措置も講じられた。

<sup>4</sup> 割賦販売法 35 条の 16 第 1 項柱書、同項 3 号。

<sup>5</sup> 割賦販売法施行規則 132 条

<sup>6</sup> 割賦販売法 35 条の 16 第 3 項、同法施行規則 133 条

<sup>7</sup> 割賦販売法 40 条 7 項。具体的な報告事項は、同法施行令 31 条 11 項及び 12 項に規定されている。

<sup>8</sup> 割賦販売法 40 条 8 項。報告等を求めることができる具体的な事項は、同法施行令 31 条 13 項に規定されている。

せることができる<sup>9</sup>。

- クレジットカード番号等取扱業者又はその役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者が、その業務に関して知り得たクレジットカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益図る目的で、提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる<sup>10</sup>。

## 2. クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に関する登録制度

### (1) 概要

販売業者等におけるクレジット番号等の漏えい・不正使用のリスクが高まっていることを背景として、販売業者等に対する管理の強化の必要性が認識された。そこで、本改正により、アクワイアラー等の次のいずれかに該当する者は、「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」としての登録を要するものとされる等、割賦販売法上一定の義務が課された<sup>11</sup>。

- クレジットカード等購入あっせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供しようとする販売業者又は役務提供事業者に対して、自ら利用者に付与するクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を当該販売業者又は当該役務提供事業者との間で締結することを業とするクレジットカード等購入あっせん業者<sup>12</sup>
- 特定のクレジットカード等購入あっせん業者のために、クレジットカード等購入あっせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供しようとする販売業者又は役務提供事業者に対して、当該クレジットカード等購入あっせん業者が利用者に付与するクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を当該販売業者又は当該役務提供事業者との間で締結することを業とする者<sup>13</sup>

### (2) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の法令上の義務

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、以下に掲げる法令上の義務を遵守する必要がある。

#### (i) クレジットカード番号等取扱契約の締結に先立つ調査義務

クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする場合には、契約締結に先立ち、販売業者又は役務提供事業者によるクレジットカード番号等の適切な管理及び利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止を図るため、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者に関し、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止(「**クレジットカード番号等の適切な管理等**」)に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項(「**加盟店等調査事項**」)<sup>14</sup>を調査する義務を負う<sup>15</sup>16。

#### (ii) 基準に適合しない販売業者又は役務提供事業者との間でクレジットカード番号等取扱契約を締結しない

<sup>9</sup> 割賦販売法 41 条 3 項。

<sup>10</sup> 割賦販売法 49 条の 2 第 1 項

<sup>11</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 2。なお、同各号に規定する契約は、「**クレジットカード番号等取扱契約**」と定義される(同法 35 条の 17 の 5 第 1 項 8 号)。

<sup>12</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 2 第 1 号。オンアスの場合のアクワイアラーがこれに該当する。

<sup>13</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 2 第 2 号。オフアスの場合のアクワイアラー、オンアス・オフアスの場合の決済代行業者がこれに該当する。

<sup>14</sup> 割賦販売法施工規則 133 条の 5 各号に定める事項が「**加盟店等調査事項**」であり、同法施行規則 133 条の 6 第 2 項～9 項が、「**加盟店等調査事項**」の詳細を定めている。

<sup>15</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 8 第 1 項。

<sup>16</sup> 調査方法の詳細は、経済産業省令に定めるところによる。

## 義務

クレジットカード番号等取扱契約締結に先立ち行う調査その他の方法により知った事項からみて、販売業者等がクレジットカード番号等の適切管理や不正利用防止のために講じようとする措置がそれぞれ割賦販売法に規定するクレジットカード番号等取扱業者に求められる適切管理等の措置に関する基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、クレジットカード番号等取扱契約を締結してはならない義務を負う<sup>17</sup>。

### (iii) 継続的な調査義務

クレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あっせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者について、定期的に、又は必要に応じて、加盟店等調査事項を調査しなければならない<sup>18</sup>。

### (iv) クレジットカード番号等取扱契約の解除等の措置を講じる義務

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が法令上定期的に行う調査その他の方法により知った事項からみて、クレジットカード等購入あっせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者が講ずるクレジットカード番号等の適切管理・不正利用防止のための措置が割賦販売法に規定する一定の基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、法令の基準に適合するための指導や漏洩・不正利用の再発防止のための指導を行うとともに、指導に従わない加盟店と締結したクレジットカード番号等取扱契約を解除する等の措置を講じなければならない<sup>19</sup>。

### (v) 調査記録作成・保存義務

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が割賦販売法の定めに基づいて行った調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない<sup>20</sup>。

### (vi) 業務の運営に関する措置

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務に関して取得したクレジットカード番号等に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。その取り扱うクレジットカード番号等に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない<sup>21</sup>。

## (3) クレジットカード番号等の不正な利用の防止

クレジットカード等購入あっせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者は、割賦販売法施行規則に定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならない<sup>22</sup>。

## (4) 登録制度の具体的内容

<sup>17</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 8 第 2 項

<sup>18</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 8 第 3 項、同施行規則 133 条の 7、133 条の 8

<sup>19</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 8 第 4 項、同施行規則 133 条の 9 各号

<sup>20</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 8 第 5 項、同法施行規則 133 条の 10

<sup>21</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 9、同施行規則 133 条の 11

<sup>22</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 15、同施行規則 133 条の 14

「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」としての登録を受けるためには、①名称、②本店その他の営業所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所その他の営業所)の名称及び所在地、③役員の氏名を記載した一定の様式に基づく申請書を、一定の添付書類とともに経済産業大臣に提出する必要がある<sup>23</sup>。

また、一定の登録拒否事由が定められており、法人でない者、国内に営業所を有しない外国法人や、クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するための十分な社内規則等を定めていない者、割賦販売法が求める社内規則等を遵守するために必要な体制が整備されていない者などはクレジットカード番号等取扱契約締結事業者としての登録を受けることはできない<sup>24</sup>。

#### (5) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対する行政上の措置・罰則

登録を受けた「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」は、経済産業大臣による改善命令<sup>25</sup>、登録取消措置<sup>26</sup>、業務報告、帳簿・書類提出命令<sup>27</sup>、立入検査<sup>28</sup>等の対象となる。

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録を受けずにクレジットカード番号等取扱契約の締結を業として行ったものは、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はその双方に処せられる<sup>29</sup>。また、上記の改善命令に違反したクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、100万円以下の罰金に処せられる<sup>30</sup>。

#### (6) 認定割賦販売協会における会員資格

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者についても、新たに認定割賦販売協会の会員資格が認められた<sup>31</sup>。会員であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あっせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者が行ったクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為に関する情報等を取得したときは、これを認定割賦販売協会に報告することが求められる<sup>32</sup>。

#### (7) 経過措置

改正された割賦販売法の施行日である2018年6月1日時点において、クレジットカード番号等取扱契約の締結を業として行っている者については、同日から6月を経過する日(その日までにクレジットカード番号等取扱契約締結事業者としての登録のための登録申請書を提出した場合には、その申請につき登録又は登録の拒否の処分がある日)までの間、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者としての登録が未了であっても、登録義務違反とはならない<sup>33</sup>。

以上

<sup>23</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 3 第 1 項、2 項、同施行規則 133 条の 2 第 1 項、2 項

<sup>24</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 5 第 1 項に詳細が規定されている。

<sup>25</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 10

<sup>26</sup> 割賦販売法 35 条の 17 の 11

<sup>27</sup> 割賦販売法 40 条 8 項

<sup>28</sup> 割賦販売法 41 条 1 項

<sup>29</sup> 割賦販売法 49 条 6 号

<sup>30</sup> 割賦販売法 51 条の 5 第 5 号

<sup>31</sup> 割賦販売法 35 条の 18 第 1 項柱書。また、認定割賦販売協会の業務として、新たに、クレジットカード番号等の適切な管理等に資する業務が追加された(割賦販売法 35 条の 18 第 2 項 7 号)。

<sup>32</sup> 割賦販売法 35 条の 20 第 2 項、同施行規則 135 条 2 項

<sup>33</sup> 割賦販売法の一部を改正する法律附則 8 条

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。  
弁護士 戸塚 貴晴 ([takaharu.totsuka@amt-law.com](mailto:takaharu.totsuka@amt-law.com))  
弁護士 林 達朗 ([tatsuro.hayashi@amt-law.com](mailto:tatsuro.hayashi@amt-law.com))  
弁護士 向佐 祐一 ([yuichi.mukasa@amt-law.com](mailto:yuichi.mukasa@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。